

令和 5 年 6 月 14 日

金沢市本町 1 丁目 2 番 48 号
木沢設備工業株式会社
代表取締役 木沢 清一 様

金沢市公営企業管理者

松田 滋人

処分決定通知書

金沢市指定給水装置工事事業者規程第 7 条及び第 8 条の規定により、次のとおり処分を決定したので通知します。

処分対象となる給水区域	金沢市の給水区域
処分の内容	指定の効力停止 3 箇月 令和 5 年 6 月 14 日から令和 5 年 9 月 13 日まで
違反行為の内容及び違反する法令等	違反行為の内容： 令和 4 年度に金沢市しじま台 1 丁目地内の給水装置改造工事において、無断通水並びに本市水道メーターの無断取り外し及び盗水を行った。 違反する法令等： 金沢市指定給水装置工事事業者規程第 4 条第 3 号オ

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は公営企業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対す

る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。